

鎌倉市農業委員会 令和4年度 第2回総会 次第	
日 時	令和4年(2022年)5月25日(水)15時30分開会
場 所	鎌倉商工会議所 3階 301会議室
委員名	1番 小川和己、2番 浜野清一、3番 石澤一英、 4番 市川幸子、5番 小泉紀久夫、6番 柏木博明、 7番 和田雅裕、8番 落合るみこ、9番 岡崎和彦、 10番 飯田正実、11番 平井保男、12番 郷原均、 13番 三橋義昭、以上13名
事務局出席者	太田事務局長・飯田事務局長補佐・小田主事・才藤主事
欠席委員	なし
議長(平井会長)	定刻になりました。 それでは、只今から総会を開会いたします。
議長(平井会長)	本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、1番 小川委員、2番 浜野委員にお願いします。 次回の現況証明委員については、3番 石澤委員、4番 市川委員にお願いします。
議長(平井会長)	それでは、日程第1、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第1、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、着席してご報告します。 本報告は、相続等により、農地の権利を取得した者が行う届出について、4月11日から5月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 それでは、報告に移ります。 資料につきましては、送付資料の1ページ及び2ページの整理番号1の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等は報告書に記載のとおりです。本件は、昭和48年2月11日に相続により届出者が所有権を取得し、令和4年5月12日に専決処分いたしました。以上1件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
3番(石澤委員)	議長。3番。権利取得日が昭和48年、専決処分が令和4年ですよね。この間何十年も放置していて農地法上問題はないですか。
事務局(小田職員)	議長。基本的には相続の後は速やかに、相続された方が3条の届出をするというのが原則です。ただ、農家でない方などが相続された場合等はそういう手手続きが必要であること自体ご存じない事があり、知らないまま相続登記だけを済まして、農地法上の届出を

	<p>しないままになってしまっていたという件が多々見受けられます。</p> <p>農地法上は速やかにということなので、それができておらず、また悪質であった場合には農業委員会として追及していくという所ではありますが、往々にして悪意をもって届出をしなかったということではなく、3条の届出が必要であるという事をご存じないまま、売買などで転用しようとしたときにその事実を知る方が多いので、農地法上の罰則までを求める対応は今のところしていません。</p>
事務局(飯田補佐)	<p>議長。登記簿を確認したところ、相続の発生日時は昭和48年2月11日ですが、登記所への届出が令和3年12月13日です。</p>
3番(石澤委員)	議長。わかりました。
議長(平井会長)	<p>他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移させていただきます。
議長(平井会長)	<p>それでは、日程第2、報告第4号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2件、報告いたします。</p> <p>事務局から報告をお願いします。</p>
事務局(飯田補佐)	<p>議長。日程第2、報告第4号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、ご報告します。</p> <p>本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第4条の届出について、4月11日から5月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。</p> <p>資料につきましては、送付資料の3～5ページをご覧ください。</p> <p>それでは、報告に移ります。</p> <p>3ページの番号1と、4ページの整理番号1の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。本件は、令和4年4月25日に専用住宅へ転用のため、令和4年4月18日に専決処分いたしました。</p> <p>続きまして3ページの番号2と、5ページの整理番号2の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。本件は、令和4年5月20日に専用住宅へ転用のため、令和4年5月12日に専決処分いたしました。以上2件、賃貸借関係はありません。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
12番(郷原委員)	議長。12番。現況使用は道路とかですか。
事務局(小田主事)	<p>議長。申請時に口頭で確認したところでは、家を建てるときに宅地への転用を行ったが、今回の対象地部分については転用が漏れていたという事です。現況としては宅地内の通路部分等にあたるため、宅地の一部としてみるということで専用住宅として転用</p>

	届け出がなされています。
12番(郷原委員)	議長。わかりました。
議長(平井会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第3、報告第5号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	<p>議長。日程第3、報告第5号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、ご報告します。</p> <p>本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、4月11日から5月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。資料につきましては、送付資料6～8ページをご覧ください。</p> <p>それでは、報告に移ります。6ページの番号1と、7ページの整理番号1の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。本件は、令和4年5月3日に専用住宅へ転用のため、令和4年4月26日に専決処分いたしました。</p> <p>続きまして6ページの番号2と、8ページの整理番号2の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。本件は、令和4年5月20日に駐車場へ転用のため、令和4年5月2日に専決処分いたしました。以上2件、賃貸借関係はありません。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第4、報告第6号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、1件、報告いたします。
	事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田係長)	<p>議長。日程第4、報告第6号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、ご報告します。</p> <p>資料につきましては、送付資料9ページ及び10ページをご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。</p> <p>それでは、報告に移ります。農地法第18条第1項では、農用地利用集積計画により農地の賃貸借をした当事者は、知事の許可を受けなければ賃貸借の解除はできないとされていますが、ただし書きにより、例外的に賃借権の解除ができる場合について定められています。本件は、この例外規定、同法同条第6項「農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項第1号に掲</p>

	<p>げる業務の実施により借り受け、又は同項第2号に掲げる業務の実施により貸し付けた農地又は採草放牧地に係る賃貸借の解除が、同法第20条又は第21条第2項の規定により都道府県知事の承認を受けて行われる場合」に当てはまるため賃借権の解除がなされたものです。</p> <p>また農地法施行規則により、この例外規定による解約成立後は30日以内に農業委員会に通知することとなっており、本件は、この合意解約に基づく通知としてなされたものです。</p> <p>この土地については、賃借人であった [REDACTED] が経営する果樹園で使用人として耕作を行っていた者が、独立して就農することとなつたため、新たな借り手として同地を賃借したい旨の申し出がなされており、後ほど賃借権の設定について議案第4号でお諮りすることとなっています。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長(平井会長)	<p>何か、ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	<p>次に、日程第5、議案第4号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について上程いたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局(飯田補佐)	<p>議長。日程 第5、議案第4号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、ご説明いたします。</p> <p>お手元の送付資料 11 ページの議案書及び 12 ページの参考資料をご覧ください。</p> <p>土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。参考資料の白塗りの土地が、本件の対象地です。</p> <p>本件は、農業公社から [REDACTED]</p> <p>[REDACTED] に貸し出すに当たり、市長から意見を求められているものです。</p> <p>農地中間管理事業における農用地利用配分計画において、農地の賃借権の設定を受ける会社の形態に制限はありませんが、賃借予定地が農業振興地域内の農用地であるため、念のため [REDACTED]</p> <p>[REDACTED] の法人形態等についても法人定款、役員名簿等の提出を求め、次の通り確認を行いましたので報告させていただきます。</p> <p>同社は株式譲渡制限のある株式会社であり、法人の構成員は [REDACTED]</p> <p>[REDACTED] を含め 2 名です。2 名とも同社の会社役員であり、かつ代表取締役である [REDACTED] の農作業従事日数は年 200 日とのことです。また、同社は農産物の製造のほか、加工、貯蔵、運搬及び販売の事業を行うことも目的としていますが、これは農業に関連する事業として位置づけられているため、主たる事業が農業と</p>

	<p>なります。以上のことから、[REDACTED]は農地法第2条第3項による農地所有適格法人の要件を満たしている法人と言えます。</p> <p>本件の賃借料については、1平方メートル当り24円で、年間約37,300円となっています。また、[REDACTED]は現在1,939m<sup>2</sup>を耕作中であり、会社役員である世帯員含め2名で営農しているとのことです。</p> <p>なお、対象地については、先ほど日程第4、報告第6号でお伝えした通り、前賃借人であった[REDACTED]の元で[REDACTED]が使用者として耕作を行っていた土地であり、本件は新規の貸し借りではありますが、実質、継続の貸し借りと言えるものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小川委員から補足説明をお願いします。
1番(小川委員)	<p>議長。1番。5月18日(水)午前9時30分より、平井会長、現況証明委員の浜野委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。</p> <p>現在、[REDACTED]が賃借している畠の耕作状況を確認したところ、ぶどうの作付けが行われていました。</p> <p>今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題は無いものと思われます。</p> <p>以上です。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
12番(郷原委員)	議長。12番。[REDACTED]の設立はいつですか。以前から設立されていたのか、この契約に際してされたものですか。また、[REDACTED]個人ではなくあえて法人としての貸し借りにしたのには何か理由があるのですか。また、1939m <sup>2</sup> は[REDACTED]個人か、それとも、法人でのものですか。
事務局(飯田係長)	議長。法人登記簿を確認したところ、設立は令和3年10月14日です。1939m <sup>2</sup> は個人でのものになります。
事務局(小田主事)	<p>議長。[REDACTED]との賃借の期間が終わり、そのタイミングで[REDACTED]個人のお名前で貸し借りを始めています。法人の設立が確実となつたということで、今後は法人名で賃借をしていきたいということなので、今後個人名で借りられているところも、今後、法人として借りられることもあり得ます。</p> <p>[REDACTED]はブドウを加工しワインとして販売していくということですが、現在は収穫量が足りず他市で作っているブドウも併せて加工・販売を委託しています。将来的には鎌倉産100%のブドウで作ったワインを販売していきたいので、借りる面積を増やすなり、農地所有適格法人となつたので、売りに出ている農地等が出てくれば、購入してそういった事業をやっていきたいという意思があると伺</p>

	っています。
3番(石澤委員)	議長。3番。■で働いていて、4月30日で農業公社との契約解除をして、新たな契約は7月1日ですよね。5、6月の2か月の地代はどうなっているのですか。
事務局(小田主事)	議長。合意解約の手続きを終えた後でないと新しく契約は結べないので、5月6月の2か月間に関しては地権者と農業公社の契約はそのまま継続していることになるので、地代については公社が負担をしています。
3番(石澤委員)	議長。3番。実質的には同じ人が借りるということが決まっているのであれば、4月30日に合意解約して5月1日から新たな契約という風に、途切れなくできるのではないかですか。公社も負担なく。
事務局(小田主事)	議長。あくまでも賃貸借契約なので、我々が途切れることなくやってくださいと言えるわけではなく、本人、地権者等がそういったことをやりたいという話が出てからの手続きになります。
3番(石澤委員)	議長。わかりました。
議長(平井会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第4号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第4号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第6、議案第5号、非農地証明について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。日程第6、議案第5号、非農地証明について、ご説明します。 送付資料の13ページの議案第5号議案書、及び14、15ページの参考資料①、②をご覧ください。 非農地証明は、県が作成する「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」による <u>非農地の定義</u> により、当該土地が農地法上の農地に該当しないことを農業委員会が証明するものです。同指針の抜粋を参考資料②としてお配りしておりますので、ご参照ください。 はじめに、 <u>非農地の定義</u> についてご説明します。 非農地には、資料に記載の12項目のいずれかに該当する転用後10年の土地であって、かつ農地等に復元することが著しく困難な土地が該当します。 次に非農地の要件についてですが、資料に記載の6項目に該当するかを確認します。

【要件 6 項目】

- ① 農用地区域に設定されていないこと。
- ② 当該土地の立地等の条件が審査基準に規定する農地区分甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。
- ③ 周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと。
- ④ 当該土地が、農地等を含む筆の一部でないこと。
- ⑤ 当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として追求されておらず、かつ、今後も追及の見込みがないこと。
- ⑥ 転用後10年以上経過していること。

これらの要件を満たした土地が、非農地として判断されるものです。

続いて、本議案についてご説明いたします。

本議案の申請者及び申請地は、事前に送付した、議案資料及び参考資料のとおりで、当該地は市街化区域内であり、現況は山林となっています。

そのため、参考資料①の非農地の定義にある12項目のうち、⑨に該当します。

次に非農地の要件の6項目について、順番に確認させていただきます。

①「農用地区域に設定されていないこと。」ですが、農用地区域は、関谷・城廻地域の農業振興地域の農地が地番指定されている区域であるため、対象地は農用地区域に指定されていない土地となります。

②「当該土地の立地等の条件が審査基準に規定する農地区分甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。」ですが、農地区分甲種農地及び第1種農地とは、前提として、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地を指しますので、対象地は周辺に農地がないため、該当しません。

③「周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと」についても同じく周辺に農地がないため、支障はありません。

④「当該土地が、農地等を含む筆の一部でないこと。」については、対象地全体が山林化しているため、筆の一部ではありません。

⑤「当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として追及されておらず、かつ、今後も追及の見込みがないこと。」については、違反転用ではなく、山林であるため、今後も追及の見込みはありません。

⑥「転用後10年以上経過していること。」については、資産税課に確認したところ過去10年間の課税地目が山林となっており、ま

	<p>た、平成8年(1996年)当時の航空写真で現地を確認しても、対象地が山林となっていることから、転用後10年以上が経過していると考えられます。</p> <p>よって非農地の要件6項目をすべて満たし、山林であることから、非農地として判断しようとするものです。</p> <p>本議案についてご審議いただき、了承いただければ、申請者に非農地証明を交付しようとするものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の浜野委員から補足説明をお願いします。
2番(浜野委員)	<p>議長。2番。5月18日(水)午前9時30分より、平井会長、現況証明委員の小川委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。</p> <p>対象地の現在の状況を確認したところ、現地は、山林となっており、農地等に復元することは著しく困難な土地です。</p> <p>以上です。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第5号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第5号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第7、その他、諸般の報告について、3件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	<p>議長。日程第7、その他、諸般の報告について、3件、着席して、ご報告いたします。</p> <p>諸般の報告1、農地パトロールについて、ご報告いたします。</p> <p>農地パトロール実施計画に基づき、農業振興地域内における農地法違反地の現在の状況を確認するため、農地パトロールを5月13日(金)に農業委員3名、農業委員会事務局職員2名、開発審査課職員2名、都市調整課職員1名、横須賀三浦地域県政総合センター職員1名の合計9名で実施しました。</p> <p>違反地については、資料の案内図のとおりです。</p> <p>①の [REDACTED] の違反地については、現在是正に向けて作業を行っておりますが、現在は [REDACTED] の社長から現地への立ち入り及び写真撮影を拒絶されている状況であり、詳細な確認はできていない状況です。② [REDACTED] については、現状の変化はなく、③ [REDACTED] についても違反転用者は不在でしたが、特段前回のパトロールから動きは見られませんでした。</p>

	<p>次回の農地パトロールは、令和4年7月頃を予定しております。対象の委員は9番 岡崎委員、10番 飯田委員、11番 平井会長です。日程につきましては、後日調整させていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>諸般の報告2、遊休農地解消対策実践活動について、ご報告します。</p> <p>5月12日（木）に手広の圃場にて畝作り、サツマイモの作付け、草刈り等の実践活動を行いました。作業に御協力いただいた皆様、ありがとうございました。</p> <p>6月7日（火）に、第3回目の実践活動を行う予定です。Aグループの皆様（和田委員、前回の活動にご参加いただいた柏木委員に代わって三橋委員、岡崎委員、郷原委員、浜野委員）は、ご協力の程、よろしくお願ひいたします。当日は手広の圃場に午後1時30分現地集合で、3時30分頃までの2時間程度の作業としたいと思います。当日は、圃場で試作している、玉ねぎの収穫を行う予定です。また、収穫後は遊休農地解消対策協議会の和田会長、小泉副会長と事務局で、地権者への収穫状況の報告と、今後の農地利用の検討について依頼に行く予定です。</p> <p>当日が雨天の場合は、14日（火）に延期とします。</p> <p>なお、当日都合がつかない方は、他のグループの委員と調整の上、必ず代わりの方を立てていただくよう、お願ひいたします。</p> <p>最後に、諸般の報告3、6月 総会等の日程について、報告いたします。</p> <p>次回は、6月27日（月）午後3時30分から、鎌倉市役所本庁舎4階、402会議室で開催します。</p> <p>諸般の報告は、以上です。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和4年度第2回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会長	平井保男
議事録署名委員 1番	小川和己
議事録署名委員 2番	浜野清一